

平成 28 年 4 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	28年 4月 農地部会		
日 時	平成28年 4月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯	欠	書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会

氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	欠
7 藤 井 正 和	欠
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	欠
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	欠
31 小 原 邦 彦	○

19名中 14名出席

欠席届出 梶 野 方 伯

梶 野 和 幸

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	2件	田 畑	558.00 m ² 15.00 m ²
第2号議案	合意解約	0件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	0件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	4件	田 畑	713.63 m ² 399.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	2件	田 畑	52.76 m ² 0.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	10件	田 畑	15,021.27 m ² 3,076.00 m ²
第8号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	2件	田 畑	1.18 m ² 0.00 m ²

合 計	20件	田 畑	16,346.84 m ² 3,490.00 m ²
-----	-----	--------	---

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成28年 4 月20日 (水) 午前 9時～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長

おはようございます。
定刻がまいりましたので、ただいまより4月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 20 件でございます。

なお、本日は、19名中 14名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、5番 梶野 和幸 委員、25番 梶野 方伯 農政部会長 職務代理者 から欠席の連絡をいただいております。

また、恐れ入りますが、議案の訂正がございます。議案の3ページをお開きください。第3号議案が今月は 1件 上程されておりますが、この案件につきましては 申請人側の申し出により、案件から削除いたします。

それに伴いまして、議案1ページの目次欄 第3号議案 農地法第4条許可申請の件数 1件を0件に、また、田の面積 832㎡を0㎡に訂正をお願いいたします。

先程申し上げました、合計件数20件は訂正後の件数になっております。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大原部会長

改めて、おはようございます。
委員の皆様にはお忙しい中、早朝よりご出席をいただきありがとうございます。
でございます。

大 原 部 会 長

新体制で新年度が始まりました。今年、来年と農業委員会制度の改正があり過渡期ですので、よろしく願いいたします。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

24番の 猪熊 委員さんと

31番の 小原 委員さんの お二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、

4番の 綾野 委員さん

10番の 酒本 委員さん

20番の 大西 委員さんと 私で、昨日の4月19日(火)に実施しております。のちほど現地調査の報告をお願いしたいと思います。

では、ただいまより議事に入りたいと思います。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を 議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田 路 書 記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、…、面積 558㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 15㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が不整形地の取得により譲り受けるものであります。

本日の案件、1番につきましては譲受人について、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。また、2番につきましては譲受人の受人反別が186㎡で譲り受けようとする農地が15㎡で、坂出市の下限面積要件である3,000㎡を満たしておりませんが、農地法施行令第6条第3項第3号に農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外として「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供しているものが権利を取得すること」とされておりまして、本申請農地は譲受人が現に耕作を行っている農地の隣接地で1mほど低い位置にあり、一体利用の面においても現地調査の結果からこれに該当すると判断いたしました。

田 路 書 記 以上です。よろしくご審議をお願いします。

大 原 部 会 長 ありがとうございます。ただいま事務局よりご説明がありましたが、第1号議案につきましてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

－ 大久保委員挙手 －

大 原 部 会 長 はい、大久保委員

大 久 保 委 員 2番の不整形地の取得は、譲受人の土地は1mほど下がったところにあるんですか。

藤井事務局長補佐 すみません。先ほど譲受人の農地が1mほど低い位置にあると説明いたしました。実際には譲受人の農地が1mほど上がっておりまして、畑として利用しております。農協等に出荷している果樹もあり、現に耕作しているんですが、一方の譲渡人の方は1mほど下がったところで水田を作っており、明らかに段差があり、形状も公図上ではいびつな形状になっておりまして、この農地を譲り受けることによってきれいな形状の農地になるということで、不整形地の農地の取得ということで申請が上がってきております。

大 久 保 委 員 農地の形が整形地になるということですか。

藤井事務局長補佐 はい、そういうことです。

大 久 保 委 員 わかりました。

大 原 部 会 長 他にございませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番につきましては、現地調査を実施しておりますので4番綾野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員]
綾 野 委 員

〈現地調査報告〉

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」のうち1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番・・・、面積 230㎡。【議案読み上げ】

無断転用はありません。

転用目的は、倉庫、駐車場用地で申請理としては、譲受人は今年2月に事務所を王越町木沢から申請地の約50m南西に移転したが、周辺に材料等を保管する倉庫やトラック、ダンプ等の駐車場が無いので倉庫及び駐車場用地として譲り受け利用したいというものです。農地の区分としましては、周辺の状況から第2種農地に該当します。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できますので、特に問題はないものと思われま

す。

大 原 部 会 長

ありがとうございました。ただいま綾野委員さんより現地調査の報告がございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求め

藤井事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明させていただきます。

まず、1番の現地調査報告をいただいた件でございますが、ご報告いただいたとおりでございますが、譲受人は現在従業員の車を事務所の敷地内に駐車しており、現在の事務所を将来的にモデルルームとして利用するため、一部従業員の車を申請地に駐車することでお客様用の駐車場を確保したいと申請がありました。

2番、・・・、面積 399㎡。【議案読み上げ】

無断転用はありません。

申請地は大屋富町の船玉神社から北へ約1.7kmに位置しており、転用目的は分家住宅用地で申請理由としまして、譲受人は現在アパート暮らしをしていますが、子供が成長して手狭となったので、父が所有する実家に隣接する農地を使用貸借で借り受け分家住宅を建築したいと申請を行った案件です。

農地の区分としましては、周辺の状況から第2種農地に該当し、周辺

藤井事務局長補佐

農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できるので、特に問題はないものと考えられます。

3番、・・・、面積 5.63㎡。【議案読み上げ】

無断転用の案件です。

申請地はマルヨシセンター池園店より東へ約130mに位置しており、転用目的は非農家自己住宅の宅地拡張用地、申請理由としまして、亡き父が30年位前に他の農地と交換したつもりで古い農具や生活用具等を入れる物置を敷地内、一部は申請農地にかかった状態で建て利用していたが、交換ができておらず無断転用状態であるとの指摘を受けたので、取得し解消するため申請を行った案件です。農地の区分としましては、第3種農地(第一種低層住居専用地域)に該当し、周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できるので特に問題はないものと考えられます。

また、無断転用につきまして、始末書の提出をいただいております。

4番、・・・、面積 199㎡。【議案読み上げ】

無断転用はありません。

申請地は下川津本村集会場から 西へ約80m に位置しており、転用目的は貸住宅用地、申請理由としまして、譲受人と実際に居住を予定している者とは母子の関係にあり、資金の都合で譲受人が住宅を建築し、子供に住まわす貸住宅としての申請です。居住を予定している者は申請人の子供で、現在アパート暮らしをしているが子供もでき手狭となったので、母親が土地を譲り受け住宅を建築して居住させたいと申請を行った案件です。

農地の区分としましては、第3種農地(第一種住居地域)に該当し、周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できるので特に問題はないものと考えられます。

また、譲受人(母)と居住予定者(子)との間で申請地上に建築される住宅の使用貸借契約書を添付していただいております。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

大原部会長 事務局の説明がありましたが、第4号議案について、なにか ご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」4件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。事務局の説明をお願いします。

なお、第5号議案については2件とも現地調査を実施しておりますので10番 酒本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

酒本委員 それでは、報告させていただきます。第5号議案「非農地証明願」

1番、…、面積 44㎡。【議案読み上げ】

申請理由は、農道として利用しているため。

場所は、林田町 新雲井橋から西へ約300m、主要地方道高松王越坂出線（16号線 香川県 坂出合同庁舎の南側の道路）から北へ約50mくらいの所で農地の北側に4m位の農道があります。農道自体は太くて長いんですが、申請人の土地についての申請が出てきております。

申請理由として、年月は不詳ですが、昭和の頃に隣接する農道拡幅用地として整備し、現在まで農道として利用しているためということです。

現在も農道として利用されており、特に問題はないと思われま

2番、…、面積 8.76㎡。【議案読み上げ】

申請理由は、農道として利用しているため。

場所は、加茂町 国道11号線から東へ約150m、がもうどん店からは西へ約80mに位置しています。

申請理由は、隣接する土地を農地法5条で申請した際に地元から農道拡幅用地として整備する旨の要望があり、現在コンクリート舗装により農道として利用しているため非農地証明が上がってきております。

幅は50cm位の幅で、約30m位が農道として使われており特に問題はないと思われま

酒 本 委 員 以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。酒本委員 さんより現地調査の報告がありましたが、事務局の補足説明があればお願いします。

岡 崎 次 長 はい、第5号議案「非農地証明願」2件についてですが、先ほど酒本委員さんから現地調査報告がありましたとおりで、特に補足等はございません。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。第5号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」2件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」10件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田 路 書 記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」10件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が3件、更新が6件、再設定が1件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が5件となっております。

以上、農用地利用集積計画書10件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」10件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続きまして、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」2件を議題とします。

事務局に第8号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について説明をさせていただきます。

1番、…、面積 856㎡のうち0.53㎡。【議案読み上げ】

平成27年6月の農地部会を経て平成27年9月1日に営農型の太陽光発電設備用地として、使用貸借権で農地転用許可を受けていますが、申請地が一種農地ということで、期間は3年間の一時転用ということになっております。

今回、転用面積や転用目的などに全く変更はなく、実際に太陽光発電設備を設置してみたところ、思いのほか日当たりがよいので、香川県中讃農業改良普及センターの営農担当者と協議し、営農計画を日陰作物であるミョウガの栽培からほうれん草の栽培に変更したいと申請してきたものです。

2番、…、面積 2,440㎡のうち0.65㎡。【議案読み上げ】

平成27年11月の農地部会を経て平成28年1月1日に営農型の太陽光発電設備用地として使用貸借権で農地転用許可を受け、申請地が一種農地ということで、期間は3年間の一時転用ということになっております。

こちら、1番の案件と同様で、転用面積や転用目的などに全く変更はなく、香川県中讃農業改良普及センターの営農担当者と協議し、営農計画を日陰作物であるミョウガの栽培からほうれん草の栽培に変更したいと申請してきたものです。

両案件とも、営農計画の変更だけで、香川県中讃農業改良普及センターの営農担当者とも十分協議を行っているので、問題はないと思われまます。

また、香川県中讃農業改良普及センターの営農担当者が確認した当該農地における営農への影響見込書の添付をいただいております。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

大原部会長 事務局の説明がございましたが、第8号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」2件 について、原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することいたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。

何か質問はないですか。

各 委 員 【特になし】の声あり

大 原 部 会 長 ないようですので、これをもちまして4月の 農地部会を閉会いたします。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

(9時34分閉会)